

少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

30年ぶりの学級編制引き下げとなる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正法の成立により、小学校1年生の35人学級が実現しました。改正法の附則には、「小学校2年生から中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置を講ずる。措置を講ずるに当たっては、必要な財源の確保に努めること」が書き込まれました。また、「東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を講ずること」も明記され、大災害からの復興の原動力となる教育環境の整備も求められています。

今後の少人数学級の推進について、小学校2年生以上の35人学級については、引き続き検討課題となっており、その実施が決まっていません。新しい学習指導要領の実施により授業時数や指導内容が増加する中、教員が子どもと向き合う時間の確保が重要であり、35人学級の実現は急務です。

現在、日本の教育予算の状況は、国際的に見て低い水準となっており、OECD加盟国で「教育機関への公財政支出の対GDP比」が28か国中最下位となっています。

将来を担う子どもたちに、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上するように施策を講じる必要があります。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

よって、政府におかれましては、下記のとおり実現されるよう強く要望します。

記

- 1 小学校2年生以上の35人学級を早期に実現すること
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月20日

福岡県筑紫郡那珂川町議会議長 加納 義紀